平成２７年（フ）第１６６号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目32番24―22号
債務者　内匠　　昂
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４６号
鹿児島県鹿屋市今坂町10119番地21　コーポ石田203号
債務者　原口　孝幸
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
鹿児島県鹿屋市今坂町12562番地４　アーバンハイム幸徳302号
債務者　森　　綾香
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
青森県八戸市根城５丁目15番18号
債務者　荒谷　和寿
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
秋田県北秋田市綴子字掛泥向89番地５、前住所秋田県北秋田市材木町10番21号コーポミサワ101号
債務者　大塚　忠貴
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１２５号
山梨県南アルプス市小笠原1078番地　小林住宅５号棟、前住所山梨県南アルプス市飯野643番地４
債務者　小林　政博
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
三重県亀山市関町会下1360―30　エポックエゲ３　111号室、住民票上の住所新潟県見附市昭和町２丁目７番16号　田巻アパートＤ号室
債務者　鷲尾　　聡
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７９号
三重県鈴鹿市十宮町740番地の10
債務者　中平　浩子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８３号
三重県鈴鹿市末広北２丁目２番21号　末広コーポラス１―Ａ
債務者　水越　良司
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９１号
三重県桑名市大字桑部1457番地22　コーポくわべＢ棟６号、前住所三重県桑名市三ツ矢橋36番地15　キャッスルハイツ桑名203
債務者　ＴＡＢＵＡＣ　ＶＥＲＯＮＩＣＡ　ＴＡＲＵＣ
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
三重県三重郡川越町大字豊田一色204番地１クルーセＡ101
債務者　南雲　祥江
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
京都市山科区北花山大林町39番地３　ヴィエント北花山507号、前住所京都市北区大北山原谷乾町36番地61
債務者　**鍬**上五輪生
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
京都府木津川市梅美台４丁目10番地17
債務者　石上　順也
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
京都市右京区嵯峨朝日町13番地　シェモアクレール206号
債務者　福井　義一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２１号
京都府木津川市梅美台２丁目32番地６　エスポワール梅美台105号
債務者　田代　美恵
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
京都市伏見区久我石原町６番地56
債務者　喜虎塗装店こと　喜虎　祐一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係